

知的財産戦略本部構想委員会（第6回）

日時：令和3年4月16日（金）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席：

【委員】

渡部座長、梅澤委員、川上委員、喜連川委員、久貝委員、小谷委員、コチュ委員、瀬尾委員、竹中委員、立本委員、田中仁委員、田中里沙委員、宮島委員、山本貴史委員、山本正巳委員、山田委員

【事務局】

田中局長、渡邊次長、川上参事官、小林参事官

1. 開会
2. 議事

1. 標準必須特許の獲得・活用について

- (1) 知財事務局説明
- (2) 質疑応答

2. 知的財産の投資・活用促進について

- (1) 知財事務局説明
- (2) 質疑応答

3. 知財制度におけるソフトローの活用について

- (1) 知財事務局説明
- (2) 有識者プレゼン
- (3) 質疑応答

4. 民間保有データの利活用を促進するためのデータ取扱いルールについて

- (1) 知財事務局説明
- (2) 質疑応答

○本日は、ご多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。内閣府知的財産戦略推進事務局参事官の川上でございます。会議に先立ち、本日のオンライン会議の進行についてご説明します。まず、会議中はノイズを防ぐため発言時以外はマイクのミュートをお願いいたします。マイクがミュートでない場合、事務局でミュート操作をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、委員の皆様におかれましては、会議中はカメラを常にオンにさせていただくようお願いいたします。ご発言をご希望の場合は、画面で手を挙げていただくとともに、「挙手」ボタンにてお知らせいただくようお願いいたします。ご発言される際にはマイクをミュート解除にさせていただき、発言が完了したらマイクを再度ミュートにし、「挙手」ボタンを解除させていただくようお願いいたします。本日は、落合委員、吉村委員は御欠席となります。

また、有識者として、一橋大学大学院法学研究科准教授の生貝様、明治大学情報コミュニケーション学部教授の今村様に御出席いただき、後ほど御説明を頂くこととしております。なお、本日は報道関係者も傍聴されておりますので、あらかじめご承知おき下さい。それでは、ここから議事の進行を渡部座長をお願いしたいと思います。

(機器の不調により一部音声不明)

○事務局 2 ページで標準必須特許の政策的位置づけについて改めて整理しております。標準必須特許は大きく3つの観点があるのではないかとございまして。これは知財活用、それから、標準活用、競争促進、この3つの観点から公正な競争環境の下で開発へのリターンを確保しつつ優れた技術の社会実装を加速させる。こういうイノベーションを実現するツールとして標準必須特許を捉えることができるのではないかと整理をさせていただきました。その上で、企業が技術の強みを生かしてグローバルな市場を獲得していく上で、この標準必須特許の戦略的な獲得・活用が重要であるということ。それから、このエコシステムが機能不全に陥りますと優れた技術の社会実装が遅れたり、あるいはさらなる技術開発に向けた投資に悪影響が生じるということで、日本としてもルール形成に貢献していく必要があるのではないかと整理をさせていただいております。

それから、次のページ以降、大きく2つの方向性を整理させていただいております。一つは標準必須特許の積極的な獲得ということでございまして。これは5Gの分野において日本企業は、この標準必須特許の獲得競争でも後れを取っているということもございまして、Beyond 5Gにおいては日本企業の標準必須特許の積極的な獲得に向けて官民一丸となって戦略的に取り組んでいくといった方向性を整理させていただいております。

それから、次のページでございましてけれども、2つ目といたしまして標準必須特許をめぐるルール形成の貢献ということで整理させていただいております。現在、異業種間においてライセンス交渉が円滑に進まない、こういう状況が構造的に生じていることがございまして、円滑な交渉の実現に向けて状況の改善を図ることが必要ではないかといった問題意識がございまして。

このため、関係省庁において円滑なライセンス交渉の実現に向けて、以下の4つの点に

ついてグローバルな動向を踏まえつつ進めて必要な措置を講じた上でグローバルに発信していくべきということを書いております。

まず1つ目でございますけれども、標準必須特許に関しましては、交渉当事者の態度が誠実かどうかということが1つ目の判断の大きな要素となっておりますので、まず交渉当事者が具体的にどのような対応を取れば誠実な交渉態度と評価されるかについて、さらなる明確化に向けて検討する、これが1点目でございます。

それから、2点目でございますけれども、標準必須特許の中には、いわゆる必須でないものも含まれているという御指摘もございますので、この必須性の透明性向上に向けて特許庁がもう既にいち早く実施しております必須性判定制度の有効な活用に向けた検討をする、これが2点目でございます。

3つ目は、標準必須特許のライセンス交渉におきましては、ワンストップのライセンス機関が活用されるケースが多くございます。これは交渉を効率化し得る反面、一方的に過大なライセンスの対価を設定する。これが実施者に押しつけられる、こういう点も指摘されるところでございますので、この対価設定の透明性の確保に向けて検討する、これが3点目でございます。

それから、4点目ですけれども、標準必須特許の対価負担につきましては、サプライチェーンの中で関係者が議論して対処することが望ましいということで、このサプライチェーン内の交渉・協議に当たって実務上の課題・懸念が存在する場合には必要に応じてその対応方策を検討する。この4つの点について検討を進めたらどうかということを挙げさせていただいております。

最後のページでございますけれども、これまで例えば「License to all」か「Access for all」か、こういった議論がございましたが、この点については最終的に司法の場で判断される問題ではないかというように整理をさせていただいております。それから、個別のライセンス条件につきましても一義的には当事者間の交渉で決まる問題であって、最終的に司法の場で判断されるべき問題、このような形で整理をさせていただいております。

事務局から以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明について御発言をいただきたいと思います。本日もかなり時間はタイトになっておりますので御発言の時間は少し短めにさせていただくのと、それから、事務局に対しての御質問があると思いますけれども、それぞれのセッションの最後にまとめてお答えいただくようにしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございます。挙手をしていただくか、挙手ボタンで御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

では、久貝委員、お願いします。

○久貝委員 御説明ありがとうございます。最後の方向性のところでありますけれども、基本的にはこういう標準必須特許を積極的に取りに行こうという方針自体は賛成です。た

だ、以前申し上げましたように、あるいは他の委員からも出ておりましたように、日本全体の利益といいますか、そういう観点があるかどうかということはずごく大事なことで、前にもちょっと言ったことでしつこくて申し訳ありませんけれども、日本の地デジの技術を国際的に広げようという方向を日本政府が出して、それで南米、特にブラジルにおいてその交渉をしたら、ブラジルは日本の地デジ技術を採用したが、その見返りとして日本の家電メーカーの特許を只で自由に使わせてほしいという話になった。そこでは特許を主張できなくなった。

そうなる日本製の地デジをブラジルではテレビで見ることができたけれども、その日本製のテレビは特許を主張できないものだから、この日本の特許技術を使ったほかの国のテレビが市場に入ってきて、それで日本のメーカーはそのブラジルの市場を失った。ブラジルの人口は2億人いますので、そういう問題があるということをお知らせしたいと思います。したがって、こういう闘いはものすごく頑張るといっては賛成なのですが、やはり全体の利益ということをよく考えないと、地デジの技術で何を取って何を失ったのかということ、それは過去の事実ですので、それを踏まえた表現になっているかどうかということが一点申し上げておきたいところです。

2点目は、もちろん過大なライセンスの対価について透明性、こういうことがないよというところで、もともとFRANDというものもそういうものだったと思いますけれども、ポイントは、標準とか特許というのは技術なわけですから、その日本の技術を標準にして世界市場に出すというのはいいのですが、その技術をつくるために莫大な開発コストをかけているわけで、その投資しているコストの回収ということも併せて考えなければいけない。課題と書いてあるが、そのところは、日本はどちらかというと、この文脈では標準の提供者、技術の提供者だと思いますので、その回収という面も併せて考えていくべきではないか、そういう文言がどこかに入るとありがたい。2点です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 ありがとうございます。

とても分かりやすい説明、ありがとうございます。久貝委員の意見に全く賛成です。ちょっと気になる点として、例えばスライド4の3ですけれども、今までの委員会の中でパテントプールによるワンストップライセンスの機能ということの経済的合理性を話し合ってきたにもかかわらず、この最終的なまとめのところでは何かマイナス面が強調されていて、お金を払うほうの危惧のほうに強調されているのではないかとこのところが心配でした。

暫定版として送られてきた資料のほうに例えば4枚目のスライドの中にサプライチェーンの中で複数の実施者、それは大体販売契約等で契約関係にあるわけですから、その中で負担は対処してもらおうということが明確に書かれていました。特許権者は、即ちSEPの権利者は最も好ましい最適な実施者からお金を取る自由があつて、それは特許の実施独立の原

則として確立されています。標準特許だからといってこの原則が変わるわけではないと思います。暫定版ではその原則がとてもよく表されていたのに最終稿で削除されたのはちょっと残念でした。

それと、事務局から送られてきたエクセルシートの中で、私のコメントに対して別所様からアバンスのライセンス条件が従来のパテントに比べ不透明だという意見をいただきました。具体的にどの点を不透明としているかは不明ですけれども、最終ユーザーが技術利用して得られる利益に対する合理的な対価というものが設定されて早期に合意したものに対してはロイヤリティーのディスカウントを行うなどしてなるべく早く、実施者は侵害しているわけですから、特許プールの活用によりそういう侵害状態を早急に解消する有効なメカニズムとして機能するということを期待いたします。

以上です。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本（正）委員 御説明ありがとうございました。

今回の中で標準特許をめぐるルール化の形成に向けてよくまとめられていると思います。特に4つの項目でまとめられているのは、まさにそのとおりだと思います。ただ、この4番目に書いてあるサプライチェーンの関係者による議論の在り方、これは分かっているのだけれども、具体的にどうやってやるかというのが一番のテーマだと思います。

そして、昨今、サプライチェーンもいろいろな業種、業界ごとにありますし、いろいろなサプライチェーン間をまたがったサービスビジネスも展開されているわけなので、このサプライチェーンの中でどうやって議論するかというある程度ガイドライン的なことを決めていくことが重要ではないかと思います。そのガイドラインもサプライチェーンごとにある程度まとまってくるけれども、当然違いも出てくると思います。そういうあらゆるというか、各種のガイドラインを作って、それをモデルケースとしてサプライチェーンの中で議論する、できるような形をつくっていけばいいのではないかと考えています。何も無い中で議論は無理なので、そのガイドライン化を関係各位がどのような形で作るかということを政府も含めて世界的ないろいろな議論の中でやっていくことを努力する必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。ほかに御意見ございますか。

では、立本委員、お願いします。

○立本委員 事務局の整理していただいた資料なのですけれども、大変よくまとめられていると思いました。個々のポイントについてよくまとめられていると思いました。一番最後の2ページ目、まとめられたものの一番最後に書かれていたことは私も大変共感するところがありまして、標準必須特許の例えば誠実交渉義務であるとかいろいろ幾つかプロセ

スがあると思うのですけれども、それについて結局は裁判において、係争において経験が積み重ねられて最適なポイントが出てくるというものであるように国際社会的にはそういうように今、ルール化というか慣習的になっていると思うのですが、例えばそこを立法するとか、立法によってプロセスを決めるとかというのはもしかしたらあり得るかもしれないですが、私の感覚的には、それは国際的な枠組み、つまり、日本だけ独自の枠組みになってしまう可能性があるのも、もしもそういうような意味の方向性があるとすると、それは違うのではないかなと。いわゆるガラパゴス的な話になりやすいので違うのではないかなと。むしろ、今は国際的な慣習で、もしも問題があるのであればいわゆる係争によって明確にする。ここのポイントを明確にするということでバランスが保たれるようなメカニズムが今あると思いますので、その点を期待したいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。標準必須特許の論点について、ほか、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。こちらが今、分かっている範囲だと御発言はないようではございますけれども、よろしいですか。もしよろしければ、ここまで事務局からコメントございますか。

○事務局 いろいろな御意見、ありがとうございます。

最初、久貝委員からいただきました日本全体にとっての利益に配慮すべきという点について、全くそのとおりでございます。そういう趣旨で1ポツのところに書かせていただきましたように、単に標準を取って市場を広げていくということではなくて、その上で収益をどのように上げていくかというところで標準必須特許の獲得というのが非常に重要ではないかという問題意識を持っているところでございます。

それから、竹中委員のほうからございましたワンストップのライセンス機関の活用についてでございますけれども、これについては4ページ目のところでも整理させていただいておりますが、交渉を効率化し得るというところも、もちろん強調しつつ、他方で、対価設定についての透明性の確保が必要ではないかということで、そのメリット、プラスの面についてもきちっと整理をさせていただきたいと思っております。

すみません、網羅的ではないかもしれませんが、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

この議題についてはよろしいでしょうか。よろしければ、次の知財投資・活用のメカニズムについての議論に移らせていただきたいと思います。議題の2でございます。こちら、知財事務局から資料2の説明をお願いいたします。

○事務局 説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますけれども、これは、この委員会の場合でも何度かお示しをさせていただきました図でございます。企業は知財の投資・活用戦略を開示して、それを投資家、金融機関が活用して投資、融資の判断に反映していくといったメカニズムを構築していきたいといったイメージ図でございます。

次の2ページ目でございますけれども、今、御覧いただいたメカニズムを強化していく上での方向性ということで、それを大きく3つほどの柱で整理をさせていただいております。

1点目が企業の知財の投資・活用戦略の開示です。これを促していくということで、そのやり方として、一つはコーポレートガバナンス・コードの改訂です。この中で知財というのを明記していくという方向性。それから、それを受けて、では、具体的にどういった開示をすれば例えば投資家に評価されるのかといったようなガイドラインを策定したらどうかといったことを掲げさせていただいております。

それから、2点目として知財を含む事業の価値評価に基づく投融資の促進ということで、これは今、金融庁さんのほうでもずっと御検討がなされてきた事業成長担保権の創設というのが一つの方策であり、それから、以前、この場でもプレゼンいただいたベンチャーの事業価値証券化の活用促進、こういった方策というのが有効ではないかということでございます。

それから、3番目といたしましては、知財の評価・分析を担うような専門クラスターを育成していく、こういうパッケージで先ほどの知財投資・活用促進メカニズムを強化していったらどうかということでございます。

このうちの1番目の部分でございますけれども、次の3ページを御覧いただければと思いますが、現在、金融庁のほうでコーポレートガバナンス・コードの改訂が進められております。本年の4月6日に金融庁のほうで、このコーポレートガバナンス・コードの改訂案というのが公表されておまして、これが今、パブリックコメントにかけられているという状況でございます。この中で知的財産について何点か盛り込まれております。

一つは、適切な情報開示とか透明性の確保という中に知的財産というのが入っておりまして、上場会社、知的財産への投資についても自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。こういった項目が今回盛り込まれております。

それから、もう一点、取締役会の役割・責務というところで、知的財産への投資等の重要性に鑑み、経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。こういった2点、コーポレートガバナンス・コードの現在の改訂案のほうで盛り込まれているという状況でございます。

その次の4ページでございますけれども、これもこの改訂案の公表に伴いまして金融庁のほうで公表されている資料でございますが、この中でも知的財産に関して国際競争力の強化という観点からは、より効果的な取組が進むことが望ましいとの指摘もされている、こういった表現ですとか、知的財産の創出が企業価値に与える影響が大きいという指摘に鑑みれば知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分等が企業の持続的な成長に資するよう実効的に監督を行う、こういったような表現が盛り込まれているところでございます。

その次の5ページ目は参考でございますけれども、このコーポレートガバナンス・コードの改訂の議論がなされているフォローアップ会議というところで、これは今年の2月15日に開催された会についてでございますが、非常に多くの知的財産に関する意見が出されたということでございます。こういった多くの意見を踏まえて今回のコーポレートガバナンス・コードの改訂案にもつながっている、こういった状況がございます。

それから、次の6ページでございますけれども、今回、コーポレートガバナンス・コードの中に知的財産というのが明記される方向で今、検討されているわけでございますが、それを踏まえて、では、実際どのように開示をすれば投資家から評価をされるのかといった点について示すようなガイドラインを作ったらどうかといったことを考えてございます。現在、このコーポレートガバナンス・コード、それから、スチュワードシップ・コードというのがあって、この両者をつなぐような形で経済産業省のほうで価値協創ガイダンスというものが既に定められているところでございます。

この中でも無形資産投資についてかなり盛り込まれているところですので、具体的に、では、どのように知的財産について開示をしたらいいかということについては、もう少しブレークダウンをして、今、申し上げたようなガイドラインというのを作って、どう開示したらいいかということについていろいろ情報提供したらどうかということを考えているところでございます。

その具体的なイメージについて次のページで簡単に考え方を整理したものでございます。このガイドライン策定に向けて、一つは、今、申し上げた価値協創ガイダンスというのが既にございますので、そこに書かれています価値創造の流れ、これに沿って知財等の無形資産の投資・活用戦略というのを示すような、そういう形がいいのではないかとことごとでございます。ここでいう知財は、いわゆる知財権だけではなくて技術・データ・ノウハウ、ブランド、幅広い無形資産を含むような形にしたらどうかということでございます。

それから、近年、特にESG投資の関心が高まる中で、やはり長期的な時間軸での戦略の開示といったことを促すべきではないかということがございます。

それから、この知財というのが今、資産として扱われていないという状況がございますので、できるだけ具体的な形で知財投資・活用戦略の開示を促すべきではないかということでございます。

それから、開示をするということになりますと、その機微情報まで開示しなければいけないのではないかと受け止めもされがちなのですが、ここはそういうことではなくて、あくまで秘匿すべき機微情報が明らかにならないように留意する必要があるということです。

それから、開示に当たっては既存の媒体をうまく活用したらどうかということで、新たな媒体を作ることによって企業の負担を増やすということではなくて、既存の媒体を活用したらどうか。こういった考え方で今後、この知財投資・活用戦略に関する開示ガイドラインというものの検討を進めたらどうかということを考えております。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、こちらの議論についても御意見、御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

竹中委員、お願いします。

○竹中委員 この委員会で何度か述べてきたことなのですけれども、アメリカや欧州に比べて日本では知財評価の専門家が少ないということに大変懸念しております。その意味で、今回、そういう専門家をつくる、専門家のクラスターをつくるというのはとてもよい方策だと思います。

また、アメリカや欧州では民間主導で、または中国をはじめとしたアジアでは政府主導で知財の評価及び標準化、専門家養成というものが行われています。ぜひ日本でもこの機会に政府と民間が協力して専門家養成に力を入れるとともに、アメリカや欧州の標準化活動に日本の実務の観点から意見を述べたりして、積極的に参加していただきたいと思います。

あと事務局から事前レクチャーをしてもらったときに日本企業が知財を負の資産と見る傾向が強いということを知って大変驚きました。アメリカのハイテク企業などは会計上の義務がなくても知財をはじめとする無形資産を開示して投資家に企業価値をアピールしています。日本で知財に基づく投資を促進させるためには、トップマネジメントだけではなくて投資家の無形資産の価値の教育、また、どのように株価に反映されるのかということをしちんと情報共有していくということが必要だと思います。このコーポレートガバナンスルールの改正を機に無形資産の意義をポジティブに変えていくことができればよいなと思います。その意味で、この方策ということにとっても賛成いたします。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。梅澤委員、どうぞ。

○梅澤委員 こちらの資料で触れられていないのですけれども、イノベーションボックス税制というのはもう今から検討する必要性というか、あるいは価値はないという判断でしょうか。というのは、以前はやはり欧州との競争環境の比較の中で重要な論点だったというように認識をされていて、ただ、最近のOECDの法人税制のハーモナイゼーションの議論の中で、これからどれだけの有効性があるのかがちょっと私は知見が足りないので、その辺りについてどう思うように考えるべきなのかということで質問させていただきます。

○渡部座長 では、後ほどまとめて事務局から回答していただければ。

次に、田中委員、お願いいたします。

○田中（里）委員 田中です。どうも御説明ありがとうございます。

知財戦略は中長期の持続的な企業価値向上につながるものとして検討されている中で、今回のコーポレートガバナンス・コードの改訂に際しまして、企業と投資家の間で認識のギャップも存在するというようなことを聞いています。社会的価値と経済的価値を両立し

て価値を持続的に向上していくという観点から、知財投資についての情報開示のところを触れていただきましたし、評価とか分析を担う専門クラスターの育成というところもありましたが、最初の1ページにお示しいただいた図のところでも投資家のESG投資のところと知財のところ、もちろん連携しているという意味だということに思うのですが、もっと強くESGとの関係の視点から何かこの知財戦略を取っていくということが問われていて、多分投資家の方の視点というのはもっと理念的なとか企業のSDGsへの思いとかではなくて、具体的なことを出すべきみたいなことが言われているのかなというように想像するところもありますので、こういう専門家の中での議論の視点というのもそういうところをちょっと明確にして、もちろん準備はいただいていると思うのですが、できるとよいのかなというように思いますし、ESGとイノベーションの観点から知財戦略もセットにした日本発の力強い発信というのができればすごくいいなというように思いますので、御検討というか、質問とかコメントみたいになります。よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

今の田中委員の御意見とちょっとかぶるところもあるのですが、この東証の今の市場改革というのはすごいきっかけにできるのではないかと思います。コーポレートガバナンス・コードに関しましては、もちろん理解がすごい進んでいた会社はどうということはないのかもしれないですけども、そんなにというか気を遣っていない企業にとっては例えばプライムに残るためにこれをやらなくてはいけないのかとかというような議論が結構今、進んでいるかなというように思います。

その中で知財というのが入ったので、知財をちゃんとアピールしたほうがいろいろな意味でプラスだということを意識してもらうチャンスだと思います。それで今、示されているガイドラインで、みんな評価としてはTCFDを取っている会社との、日本は多いと思いますが、今、それとは別にも東証のコードの中で評価されるような基準づくりが進んでいるというように聞いています。

いろいろなものがばらばらにできていくと、そんなに知識が進んでいない会社はどれに対してどう対応すればいいのかということが分からなくなるのではないかと。あるいは知財のほうにはそんなに力を入れないなど、ガイドラインの中で気にするガイドラインとそうではないものが出てきてしまうのではないかと。思うので、そうした動きとうまく連携を取って、一緒に知財の開示の重要さということがそれぞれの企業、意識が高まるようにすればいいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

川上委員、お願いします。

○川上委員 知財がすごく重要ということで、価値があるということ例えば融資が受け

られる担保にできるとか、そういう議論がありました。ビジネス側の人間の意見として本当に価値があるのだったら銀行が融資を受け入れるかの議論は意味がありますが、現状の知財というのは経営者視点では多くの場合、価値がないという状況になっていることをまず認識しなければいけないのではないかなというように思います。資本主義で自由競争のなかでは、本当に価値があるものはそれなりの価値がマーケットから与えられるものです。本当に知財に価値があるのであれば、知財そのものの売買とか流動性を高めるような施策が必要なのではないかというように思います。

今、結局、知財に価値がないとみなされているのは活用できていないからです。結果として売買も行われていないということでしょう。活用の促進と合わせて売買の促進みたいなものも必要なのではないでしょうか。恐らくは日本の企業とかは防御用にただ持っているだけという特許が多いので、それをもっと活用して売買できるようにしようという議論が過去あったと思うのですけれども、現在、消えている理由がよく分かりません。本当に知財に価値があるのだとするのであれば、この知財にちゃんとマーケットをつくるという議論をしっかりとしなければいけないのではないかと、もしくは日本国内にパテントロールが蔓延するような文化はふさわしくないということかもしれません。でも、国際競争には必要なのではないかと、例えばJ-LOPみたいに国内特許を海外特許に変換することに関して、もしくは海外向けのパテントプールに入れるときには何らかの補助金をつけるだとか、何かそういうような国内と海外を分けた特許戦略みたいなものも必要なのではないかというように思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。久貝委員も御発言ですね。どうぞ。

○久貝委員 ありがとうございます。

竹中先生、それから、川上さんの意見と非常に近い感じがいたしますけれども、私も最初、事務局の資料の中で特許あるいは知的財産は負の資産として意識するという記載があったのを驚きましたが、よく考えてみたら企業の知財部が会社の中でどのような評価を受けているかという、それはともすればプロフィットを稼ぐというよりはむしろコストだというコストセンターのように見ておられるのではないかなという話をよく聞いておりますので、そういう点で現状を正直に言えばそういうことだったのではないかと。

それではよくないということで、こうやって知財の投資・活用促進という方針を出されるのは大賛成なのですが、先ほど川上さんもおっしゃったのですが、私の感じは、そもそも特に特許ですが、日本の特許は本物かということがちょっとありまして、特に私は司法の救済のほうを少し特許庁と一緒に勉強させていただいたこともありますが、特に中小企業の特許の侵害があったときに最後は相手と交渉してまとまらなければ裁判に行くかということになるわけですが、裁判に行けるのがまずラッキー、お金がかかるのにも関わらずやるというのも大きなことなのですが、裁判に行ってから2つ問題がありまして、一つは、私の特許を侵害したから差止めしてくれとか、あるいは損害賠償してくれと

いったときに、いろいろやっていますとあなたの特許は無効ですよというように言われるということがありまして、その無効にされる比率が非常に高いということがございました。

そうなりますと、特許は取っているけれども、いざとなったら裁判で最後、闘ったら無効にされるようなことであれば、それは多分今でも、ちょっと前で3割は無効だったと思います。そういうことであれば、そういう最後、裁判で闘えないものを持っていて、それでそれを担保に銀行から金を貸してくれというのはなかなか難しいということが一つあると思います。

それから、もう一つは、仮に勝っても今度は賠償金が小さ過ぎてもう弁護士費用も払えないというのがほとんどのケースだということがありました。すると、では、何のために特許を持っているのかという、日本の場合の保護がちゃんとできているのか。別に保護を強化するというのではなくて、当たり前のことのでできているのかという、そういうものがちゃんと確保されている特許なのかということが実はある。そういう問題が実はこれを促進するときにこういう特許活用、知財活用というときに根っこの問題が日本の場合にはあるのではないかと。アメリカの場合、やはりそこは裁判所にもよりますが、かなり特許侵害ができたときに決定的にディスカバリーという制度もありますが、白黒はっきりして納得のいく結論が出ているわけですが、日本の場合はそこが非常に弱いということが大きな問題で、そういう前提の中で特許の知財の活用促進というのは非常に苦しいところがあるということをおし上げておきたいと思います。

もう一つ言うと、実は知財の中でも大きく言うと特許と、つまり、オープンにしているものとノウハウ、営業秘密とあるわけですが、営業秘密のほうは実は法改正がありまして、これはかなり今、むしろ民事ではなくて刑事のほうで警察あるいは検察のほうで介入して、これは営業秘密の侵害であるということ、そういうケースが大分出てきております。そうなりますと、それはそういうことを侵害したら危ないということがありますので、守られる。そういう価値はある。その価値はちゃんと最終的に保護されるのであれば、それを使ったビジネスというのも大丈夫だという評価がされていって、それはそれに対するお金も出るということになっていくと思いますけれども、特許の場合はそこら辺がまだ弱いということも今、現状としてある。そういうこともいろいろ問題がある中でこれを進めていくということも、あるいはこれを進めるのであればそういう問題、特許の日本における保護の問題、特に司法的な保護の問題というのを抜きにできないということをおし上げておきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。竹中委員、お願いします。

○竹中委員 すみません。今、川上委員のほうから特許の売買を促進するために市場が必要ではないかという御意見をいただいたのですが、特許の価値はそのような市場での売買の価値に基づくこととされ、買われた特許は大体訴訟でパテント・トロールとかに損害賠償請求に使われるので、それでどうしても日本の企業の方々、特許をネガティブに考え

られる方が多いのではないかと思います。特許の価値はそういう訴訟で損害賠償額として価値評価されるだけではなくて、自社開発した特許の価値評がされなくてはなりません。例えば特許というのはリサーチ・アンド・ディベロップメント、R&Dに投資した、その結果として現れてきている一つの指標と考えることができますが、実証学的にもR&D投資額が増加すると売り上げが上がって株価が上がるという、そういう統計がアメリカでは投資家にははっきりと示されています。したがって、別に売買しなくてもたくさんR&D投資をしている、またはそういう無体資産を持っているということが将来の株価にポジティブに反映されるという形での価値というような、そういう前向きな考え方をもっとトップマネジメントの人ですとか、日本の企業の特許部の人に持ってもらいたいです。もちろん投資家の人たちにもそういう後ろ向きの特許市場の話とか売買の話だけではなくて、もっと前向きの特許の価値、知財の価値、無体資産の価値というのを理解してもらっていくことはすごく重要だと思います。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

そうしたら、立本委員、山本委員、喜連川委員の順番でお願いします。立本委員から。

○立本委員 ありがとうございます。

事務局がまとめていただいた資料2の中に3つまとめられていますけれども、3点とも非常に重要な点かと思えます。特に日本企業の知的財産、今回は特許に非常に偏っていますけれども、特許に関して評価する。それはプラスの評価もあると思いますし、先ほど川上委員が言われたようにマイナスの評価もあると思いますけれども、いずれにせよ、日本企業はかなりの知的財産の投資をしているので、この評価をマーケットサイドから行うことが必要だと思います。その点に関して、今までほかの委員の方からおっしゃっていただいたような企業の側から発表するというのは大変必要なことだと思います。

一方で、もう一つ重要な話として、この企業側から発表したものか、もしくはその基盤となっているデータ、例えば特許庁の特許データのセットかもしれないですけれども、比較可能性が非常に少ない。つまり、マーケットの中で企業ごとに発表していただくのは、それはそうなのですけれども、投資家が判断するときには比較可能性が非常に小さいのです。ですので、例えば全体の中でどの企業がどのような知的財産を保持しているとか、もしくは企業間の相関関係とか、あとはマーケット全体で今、投資が行われている、知的財産の意味で投資が行われている部分がどこであるとかということはほとんど分からないと思われるのです。

ですので、そういう比較可能性を考えた上で、具体的には企業の側から見れば発表するフォーマットであるとか発表する内容であるとかが比較できる。関係する行政組織としては、例えば特許庁であれば公表している特許データの形式ですね。もしくはそのオープン性だと思うのですが、その部分に関して考える必要があると思います。特に後者に関しては、米国の特許庁はかなり進んでいると思われるのですが、残念ながら日本の特許庁の公開しているものは米国の特許庁のものにちょっと比較すると劣ると思われる

ので、その辺をスタディーすることが必要かと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、次、山本正巳委員。

○山本（正）委員 どうもすみません。今回のコーポレートガバナンス・コードの中に知的財産への投資等が入ったということは非常に企業側からすると喜ばしいことではないかというように思います。ただ、皆さんが議論されているように知的財産への投資というのには言葉としてはいろいろあるのだけれども、それを具体化する指標がなかなかないというのが問題だと思えます。かつ、知的財産も特許一個にとっても、これは時系列に価値が変わっていくものなので、その辺も踏まえて、この知的財産での投資とそれに対する効果をどのような形で数値化できるかということがある意味では投資家の皆さん方に分かっていた方がいい指標だというように思っております。こういう知的財産を一つのキーとしてある程度の指標化できるようなガイドライン的なことを今後検討していったって企業の姿勢というのを分かりやすく表すことが重要だと思っております。その辺を今後に期待したいと思います。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。喜連川委員、お願いいたします。

○喜連川委員 ありがとうございます。喜連川です。

大体この種のもは時間がたちますと、いわゆるオーバーオプティマイズがどんどんされてきているという感じがいたします。特許というものに関しても私は非常に突き抜けた特許というのは現時点においてもとても重要で、特許の存在というものは最終的な権利を担保するという意味では大学にとっても非常に重要だと理解しています。しかしながら、通常のファンディングエージェンシーがプロジェクトの成果としてある意味で無理やり特許を取らせるというような習慣というものはほとんど意味がないのではないかなど。つまり、先ほど来から議論に出ている価値になっていないような気がするのです。

私は前特許庁長官の松永さんと新春対談というのをやる機会があったときに申し上げたのですけれども、やはり我々、知財全体のポートフォリオよりもう少し考えたほうがいいのではないかといいました。つまり、特許庁ではなくて知財庁になるべきではないのかなという感じがいたします。

学も同じことが起こってしまっていて、大学の先生の評価は論文、論文と言っていたわけですが、やはりトップ大学はもはや論文だけではないということも広く理解されていますので、この辺、もう少し、学が今、どうなっているかといいますとアーカイブといたしまして論文の手前のアクティビティーで引用評価をするようになっていきます。論文などというものはサイテーション、出ていくのに数年かかりますので、こういうものがメトリクスになるような時代はもはや終わっています。

そういう意味で、もう少し新しい動きに対してどう闘っていくのかということを知財全体で考える。この後、データの議論があるとお伺いしていますけれども、財として見るとデ

一タのほうが今、圧倒的に大きくなっていると思いますので、そういう全体感をどこかで御議論いただければと思います。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。山本貴史委員、お願いします。

○山本（貴）委員 私は日頃、大学で生まれた基礎的な知的財産の事業化ということに関わることが多いので、まさしく言ってみればビジネスプランがないところから事業化、ビジネスプランと一緒に考えて、それを事業化していくというプロセスを担っています。なので、どうしても同じ知的財産というのが存在しないわけですね。同じ知的財産であれば特許にならないわけですので。違う知的財産で当然のことながら、それぞれのビジネスモデルが生まれるわけなので、ガイドラインを作るという方向性はよくても抽象的な議論に陥りやすいと思っています。

先ほど来からなかなか日本では駄目なのだというような議論は多いですが、実際にそうなのだろうと思うのですが、そういう中でも基礎的なものに対してビジネスプランがあってちゃんと投資家がついてうまくいっているケースというのも幾つもあると思うので、ガイドラインはいいのですけれども、前向きに考えたらこれですうまくいった成功事例、どこまで開示いただけるかというのはありますが、うまくいった場合は過去を振り返って投資家は何を評価して投資をしたのか、どういうビジネスプランと知的財産の関係性で将来性を感じたのか。それを企業はどのようにプレゼンしたのかというのはある程度は開示が可能になると思うので、成功事例を幾つか紹介すると、ほかの投資家に対しても刺激になるというか、フォロワーが生まれてくるというようなことになるのではないかなと思っています、このストーリーの中に成功事例を盛り込んでいくことというのが全体を喚起していくことにつながるのではないかなというように思っています。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田中仁委員、お願いいたします。

○田中（仁）委員 今回、コーポレートガバナンス・コードの中に知的財産への投資が明記されるということについては、とてもよいことだと思いますが、知財に投資すること自体が目的になってはいけません。企業が経営デザインシート等を活用して、どういう経営をしていくかということを確認にしなければ、知財への投資は生きたものにならないと感じています。そして、日本の各大学、研究機関、そして企業にはまだ多くの知財が眠っています。そういった知財がもっと活用されるような仕組みがあればよいと感じました。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。議論はどちらかというやはり特許に少し偏りますが、今回の内容は喜連川先生が言われましたようにデータみたいなもの、あるいはノウハウも含めて検討するということになるかと思っています。流動化の話もあるので、すけれども、例えば特許だけの流動化とかというのではなくて、今、カーブアウトみたいなものもかなり盛んになってきていますので、そういう幾つかのチャンネルみたいなもの

の整理をする中でこのガイドラインみたいなものを考えていくべきではないかなと思います。

ESGに関して、あるいはもう少し詳しく。これもどこまでの範囲でやれるかということはあるのですけれども、いろいろなことがあるかなということでしたが、それは税制の関係ですとか御質問もありましたので、事務局のほうから回答いただければと思います。

○事務局 どうもありがとうございます。

いろいろな御意見をいただきましたけれども、多くの委員から、まず日本企業の中の知財の評価が低いという御指摘がございました。恐らく今まで日本企業にとって知財というのは自社の事業を守るという、どちらかというと防御的な形で知財が扱われてきていて、やはり知財自体で何か稼ぐという発想がなかったということは事実だろうなと思います。

今回、コーポレートガバナンス・コードでこういう知財投資戦略を開示するということがかなり日本企業にとってもそういった意識を大きく変えるきっかけになるのではないかと。特に経営陣の意識に相当大きな影響を与えるのではないかと期待しております。そうなってくると、先ほど川上委員からもありましたそういう知財の売買とか、あるいはそういう知財の活用みたいなのところもかなり影響は出てくる可能性はあるというように思っています。

それから、梅澤委員のほうからイノベーションボックス税制について御質問がございましたけれども、価値をどう高めていくかという発想でいろいろな諸外国の税制はあるというように承知をしております。今までの議論ですと例えば研究開発税制で研究の入り口の部分で税制措置するか、あるいは出口としての知財の部分で税制を措置するというのが論点だったと思うのですけれども、その辺、全体の税制の中でどういうように位置づけていくかという議論が必要になるのではないかと思います。引き続きこの話はしていきたいというように思っています。

それから、実際の開示のガイドラインにつまましていろいろ御指摘をいただきました。田中里沙委員からESGの観点についてのお話ございましたけれども、まさにこの議論が始まったきっかけというのがESGの観点で無形資産に対する注目が非常に高まっているという観点から議論が始まっておりますので、当然、ガイドラインの中にはこういうESGの観点というのも入ってくるのかなと思いますし、宮島委員からございましたし、ほかにもいろいろな開示のガイドラインがある中でその辺との関係というのは当然視野に入れながら議論する必要があるというように思っています。

あとその中で例えば比較可能性をどのように持たせていくとか、成功事例を盛り込んでいくことが効果的ではないか。こういった御指摘は本当におっしゃるとおりだと思いますので、そういったところも含めてこれから議論を進めていければというように思っております。すみません、網羅的ではないかもしれませんが、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

○梅澤委員 1つだけ今の件でよろしいでしょうか。梅澤です。

○渡部座長 どうぞ。

○梅澤委員 イノベーションボックス税制の件、回答、ありがとうございます。私、政府税調にも入っているので税調でも過去にこの議論を1回提起したことはあるのですが、いかんせん、やはり税調は今、おっしゃったように研究開発税制があってイノベーションボックス税制があるというのは気持ちが悪いという感じの議論で何となく議論が盛り上がらないのです。この論点を提起できるのは多分知財事務局しかないと思うので、ほかでの議論を見ながらというようにおっしゃっていると多分何も進まない。なので、進める意思をどなたかお持ちであるのであれば、ぜひこの委員会で議論をいただくべき論点ではないかなと今でも思っています。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

先に進ませていただきたいと存じます。議題の3、ソフトローの活用について、知財事務局より資料3の説明をいただければと思います。

○事務局 資料3に基づきまして、事務局のほうから御説明させていただきたいと思えます。この後、お二方の先生からプレゼンいただくわけですが、その前にソフトローの概念について事務局なりの整理を試みたものを御説明させていただきたいと思えます。

まず1ページ目でございますけれども、ソフトローの特徴について簡単に整理をさせていただいております。ソフトローは非常に広い概念で使われてございまして、例えば民間で自主的に定めているようなガイドラインであったり、それから、行政府が示す法解釈、こういったものも含む広い概念ということでございます。

ソフトローは、この法改正によらずとも時代の変化に対応した柔軟な規範の変更が可能という利点が指摘されているものでございます。その上で、2ページ目以降で大きく2つの概念として整理をして見えています。

1つ目は、抽象的な民事規範をガイドラインで具体化するような、そういうパターンです。これについては典型的なもので言いますと著作権法の学校、図書館の権利制限の規定です。これが関係者の間で作成されているという実態がございまして。著作権法については、今、国会に提出されている改正法案の中にも例えば同時配信の許諾推定規定の中にこういうソフトローの活用というのが想定されているというものがございまして。それ以外にも行政に関連するパターンとして、例えば不正競争防止法の営業秘密管理指針、こういったようなものがこの類型に当てはまるのではないかと整理をしております。

それから、次のページです。2つ目の類型といたしまして、これは抽象的な行政規範を民間の自主規制で具体化するような、そういうパターンがあるのではないかとございまして。この中にもいろいろなパターンがあるというように思っております。例えばハードローがあって、そのハードローの発動・適用条件等をソフトローに委ねているような、そういうケースも諸外国を中心に見られたり、あるいはハードローが存在しないところでまずはソフトローから決めていくというような、欧州のデータ関連のやり方というのはこういうやり方をしているのではないかと。それから、プラットフォームを通じたいろ

いろな義務づけ的なやり方、こういったいろいろなパターンがあるのではないかというように思います。

それから、行政が作成するものとしては、例えば独禁法のガイドラインがこういった類型に当てはまるのではないか。こういう整理をまず事務局のほうでさせていただいて、これも頭の片隅に置きながらお二人の先生のプレゼンを聞いていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、有識者からの御説明ということで、資料4については一橋大学の生貝先生から御説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。生貝先生、今、聞こえますか。

(通信障害発生)

○渡部座長 では、事務局でサポートして、先に明治大学の今村先生、お願いできますか。今村先生は大丈夫そうですか。

○今村氏 では、私から先に。それでは、私は明治大学の今村です。本日はどうぞよろしくお願ひします。著作権法分野を中心にソフトローの活用についてということで簡単に御説明させていただきます。ちょうど35条の授業目的の利用に関する運用指針づくりに関わったりしたものですから、その経験も踏まえて御説明をしたいと思います。

ソフトローに関する利点や留意点は話すと長くなりますので表で確認していただきたいと思いますが、効率性とか柔軟に法律よりも作成、運用できるという点などにその利点があります。平成28年に著作権法を改正したときに柔軟な権利制限規定を入れたわけなのですけれども、柔軟性と明確性というのがトレードオフになる結果、法的不確実性が増えますから、その法的不確実性を縮減するにはソフトローが使えるのではないかということで、そういう背景で35条も含めてソフトローの活用が検討されたということでございます。

実際、著作権法も含めた法律それ自体が、最近、非常に複雑になってきておまして、時間があつたので著作権法が、どれぐらい複雑になったのかというのを何かベースになるものがないかなと思って一応文字数的なものを調べて表にしてみましたのですけれども、現行著作権法が制定されたのが昭和45年で、今、令和2年改正、3年の1月1日に施行されたものが最新版ですが、3倍以上に増えているということで、こういうのを見るとなかなか大変だと。私、法と経済学について全然疎いのですけれども、東京大学の飯田高先生の本を読んでいたら法の限界効果という議論がありました。法の限界効果というものに着目すると、これだけ文字数が増えればだんだんとその効用が逡減しているのではないのでしょうか。しかも、1億総クリエイターなどといって名宛て人が多様化・多人数化しているし、法解釈のリテラシーも低下しているということもあると思います。もちろん、効果が薄くなってくるかどうかは、個別の改正事項に関わるので一概には言えませんが、一般的に見て、やはりこれ以上法律自体の文字を増やしてもよくないのではないか、という感じがするというのが一つの視点です。

あとはガイドライン、ソフトローと言ってもいろいろな種類があって難しい条文を書き下して分かりやすくするような文化庁のホームページで示すようなガイドラインもあれば、利害が対立する場面で解釈の指針を示すようなソフトローもあります。存在形式は多様で、これも以前調べたものがあるので表にまとめたものを提示しておきました。また、規範形成を誰がするのか、国家のエンフォースメントの関係がどうなっているかということでも幾つかの類型に分類できます。こちらは表3のほうに示したので、省略いたします。

現行制度におけるソフトローの活用状況、特に著作権についてなのですが、これは先ほどあった学校とか図書館関係とか、あるいは38条の非営利上映などに関する様々なガイドラインなどがいろいろなところから出されています。ソフトローという言葉は東京大学がソフトローのCOEプログラムを始めた頃から耳にすることが増えました。私も不勉強で、いろいろ勉強させていただきました。ソフトローに関連するものとして、著作権でも以前から法改正の際に附帯決議がなされることかありました。2018年の改正のときに柔軟な制限規定を導入した際も、附帯決議がソフトロー形成を促す形で今回の35条のガイドライン作りにも結びついてきたのではないかと思います。

この肯定的評価があるソフトローの共通点というところが大事だと思うのですが、後で生貝先生からも同じような話があると思うのですが、ステークホルダーの意見を幅広く集約しているというのが1点目。2点目は名宛て人にリテラシーがあるということです。3点目は行動規範として尊重される環境があって標準性があるってみんなちゃんと従うのだということと、4点目と5点目は、見直しとかの仕組みとか体制があって、かつ公的機関が非常に時宜にかなって関与するというようなことがあります。これらは肯定的な評価があるソフトローに共通する特徴として以前の調査研究でまとめられているところです。

ソフトローの活用が効果的な分野の検討については、今、申し上げたところと重複する部分があると思うのですが、まず司法による、裁判によるルールの変更が起きないということが大事で、訴訟を起こしそうなアウトサイダーがいないということです。紳士的な当事者ということになります。たとえば35条に関してはこれまで訴訟が起きた経緯がありません。侵害事例はいろいろあると思うのですが、少なくとも管見の限り裁判例は1件もないという状況なので、そういう分野ではつくりやすいかもしれません。あと31条の図書館関係。図書館が複製するときの写り込んでしまう部分の扱いに関するガイドラインとかそういうものは、いずれもガイドラインがあります。他方で、32条、引用に関する規定などはこういった形のガイドラインは作りにくくて、せいぜい著作権法の教科書などで判例の一般論が紹介されたりとか、そういう分野ごとに学術の分野だったらこういうローカルルールがありますよというような形で慣習が発展する程度なのではないかというように思います。

次に、関係者がまとまりのある当事者で協議ができるということがあります。35条は教育機関の団体と権利者の団体や集中管理団体がありました。31条は図書館団体と出版社の団体があるのでガイドラインができる素地があるということです。

関係者がソフトローを守るという分野である、アウトローが混ざっていないということも重要です。例えば私的使用の複製など、国民の大部分が関わるようなものはいろいろな人が混ざっていますからいろいろルール、ソフトローをつくってもそれに従わないとか、それは違うのだという人が出てくると思います。

権利者と利用者の利害の隔たりが大きくないということも大事です。やはり利害の対立が大きい場合には契約で決めるというのが基本です。契約が万人のルールで、グローバルなルールでもありますし、個別の利害を調整する本来的な仕組みだと思います。また利害の隔たりが多い分野の問題の解決を立法の方からソフトローのほうに転嫁しないでほしいという部分もあると思います。

法の不明確性を縮減することについて動機の存在も大事で、やはりコンプライアンスを重視する組織、例えば企業だとか団体（図書館、教育機関）というのはルールに沿って業務を行いたい、教育を行いたいということでコンプライアンスを望みますから、その辺は大きな動機になります。

更に、これは生貝先生の専門だと思うのですが、いわゆる「規制の影」の存在です。認可とか免許とかで関係者の首根っこを掴んでいるという状況です。35条でいえば、文化庁は規制官庁としての側面はほとんどありませんけれども、やはり文部科学省の影が見え隠れしていて、オブザーバーで参加されている担当者の方も教育の場面で何か関わりも将来出てくるかもしれないですし、そういう方が後ろに座っているとちゃんとした議論をまとめなければいけないねという雰囲気になるかもしれません。

あとは私的自治の領域では、本来やはり法解釈の不明確性を縮減する最善の手段は契約だと私は思いますので、契約ということとソフトローを結びつけるとしたら、これもよく言われるモデル契約書というものの意義というもの、ソフトローとしてのそういったものは大きな役割を果たすのではないかなと思います。

最後に、形成のプロセスの在り方という部分ですが、ソフトローは形成主体によって成立するための条件や問題点はいろいろ異なってきて、これは表にまとめたところなので後で御覧いただければと思うのですが、行政の関与の重要性も指摘できます。基本的に法律というものは公共財ですから、そういったものを創出するという点で立法が責任を持ってつくっているわけで、それを運用面でサポートするのが行政でというのが基本だと思います。その辺、行政の関与というのがハードローからソフトローに移行したとしても運用面で行政には関わってもらいたいというところです。

協議のきっかけとしての立法府における附帯決議とか行政の役割があります。著作権法改正ではほとんどの場合、附帯決議が付されるという感じで大臣がご趣旨に十分留意をいたしまして対処して参りますといった形の答弁がなされるということが定番になっているようなのですけれども、そういったものがきっかけになるかもしれません。

あとは法解釈の難易度に応じた対応で、解釈は明確にホワイト、ブラックと分かるものと、あとグレーゾーンというものが出てくると思うのですが、省庁のガイドラインでもホ

ホワイト、ブラックは示しやすいのではないかなと思います。そういうのを分かりやすく書き示すことによってガイドラインになるというパターンのもも多々ありますし、実際、省庁のウェブサイトで公表されているものだと思います。

規範形成のコストを考えたとき、基本的にはハードローの場合には立法が負っているように思うのですが、それを他のフォーラムにソフトローという形に移行するという場合に、やはり一般の人は政治家ではありませんから利害関係の対立が多ければ疲弊します。また、過渡的に関係者に相当な無償奉仕を強いる場合があります。著作物の教育利用に関する関係者フォーラムもほぼ100%手弁当でやっているという感じで、補助金が入ってくればまた別の動きがあるのかもしれませんが、ソフトローづくりを支援するための原資というか、インセンティブの提供というのは必要となってくるのではないかと思います。

あとは立法への回帰と書きましたけれども、ソフトローを関係者間でせっかくつくっているのに政治家に働きかけてソフトロー形成のプロセスをゆがめようとするインサイダーが出てくるとこれは危険です。せっかくソフトローでやろうとしているのに何か別のルートでソフトローづくりを変えようというような動き、もちろん政治ルートを通すのは民主主義だからそういうことがあっても当然といえば当然なのですが、でも、それはソフトローをつくる関係者が望んでいることではないというように思います。

最後の点になりますけれども、公権的解釈で様々な行政解釈を出すのは当然自由なわけで、紛争が起きない限りそれで社会は安定すると思うのですが、誤った行政解釈に基づく行政処分がなされたりとか、そういった行政庁が示した解釈に従って国民は行動したのだが、結果としてそれが裁判所によってひっくり返された場合に、しかも、損害が生じているという場合にどうなるかという問題もあります。私は、行政法の専門ではないので分からないのですが、この部分、よくよく考えた上でガイドラインづくりなどを行わないといけないし、今まで行政があまり積極的にやってこなかった部分があるのはそういったことにも一つの理由にあるのではないかと思います。

ちょっとオーバーしたかもしれませんが、これで私の報告を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。そうしたら、生貝先生、今、大丈夫ですか。

○生貝氏 大変失礼いたしました。パソコンのほうを変更して無事につながりました。それでは、改めまして、一橋大学の生貝直人と申します。私のほうは、もともと著作権分野に限らず広くデジタルに関わるこうしたソフトローを活用したルール形成と、そして、特に自主規制、共同規制という方法について研究してまいりまして、そして、その研究と具体的にいろいろなルール形成にも携わらせていただいている観点から、少し幅広めのお話をしたいというように思います。今村先生は著作権に特化した形でお話しただいて、私のほうは少し広めということになるかと思います。さて、こちらのまず2ページ目でございますけれども、全体的な問題としてデジタル経済のルール、誰がつくるのか

という問題がここ二十数年の間、大きな議論としてあったと。やはりインターネットが非常に大きく普及してくる中で政府による直接的な規制というものがかなりいろいろな形で困難になってきた。様々な物事が動くし、あるいは民間のほうが物事を知っていたり、画一的に定義が困難な領域の拡大など。そして、他方で、完全に民間に委ねればいいのかというように言うと、そもそもやはり民間のほうで確実にルールがつくられるとは限らない。ルール内容が公正であるとも限らない、エンフォースメントがないなど、そういったような課題がある中で、官民の長所を組み合わせるルール形成をしようといったようなことがデジタルルールで広く論じられるようになりまして、それが今日、一つのキーワードになります自主・共同規制（self- and co-regulation）という概念でございます。

こちら、2008年頃に英国の情報通信庁が出した全体的な規制の見取図というものでございますけれども、全体的な規制のアプローチというものをこの4段階に分ける。規制なしで行ければよい。そして、それが難しければ政府が働きかけるなどして自主規制をする。そして、もしかすると、一足飛びで政府規制というところに行くってしまいがちなところ、その間にある答えというものをしっかりつくって、政策手法としても洗練させていこう、そういった取組というものがここ十数年ほど世界各国で非常に広く行われてきているところであるわけでありまして。端的に言えば、この自主規制の持つ柔軟性と政府規制が持つ信頼性を組み合わせるイノベーション親和的かつ確実なルール枠組みをつくろう。

そして、これら段階を一応概念的に分けておりますけれども、明確にきれいな区分があるというわけではなくて、特に政策手段として自主規制や共同規制を用いる、こういったことを併せて特にヨーロッパ等でもソフトロー・アプローチでございますとかソフトロー政策というように呼ぶことが多い。我々が、私のような専門がソフトローというように言ったようなときはこういった観点から使うことが多いということでございます。

そして、そこに基づいて非常に様々、各国の取組がございまして、例えばこういった分野、分野を超えた知見の共有、実践知の共有というのも極めて重要ですから、欧州委員会は2013年から非常に様々な分野の自主・共同規制の実践者のコミュニティーというものをつくりまして知見の共有というものをしてきてまいっております。例えばこの少し検討課題を見ていただくと分かる通り、ビデオ共有とかのほかにオンライン広告あるいは青少年保護、そして、ジュースの品質ですとか文化財修復士の行動規範ですとか、非常に様々なあれがある。そのほかにも私も2011年に少し古くなりましたがデジタル分野の本なんかも書いているところでございます。

さらに、ごく最近の立法例ということを少し挙げさせていただいておりますけれども、やはりここ数年来、プラットフォーム関連の立法、法改正が多いのでそれに寄っているところがございまして、例えばEUでも本当に視聴覚メディアの青少年保護からデータの流通あるいはフェイクニュースへの闘い、そして、日本におきましてもここ数年で、これは立法を伴っておりませんが、検索エンジンの海賊版サイトの対策というのを自主的な関係者協定で頑張っていたり、あるいはプラットフォーム関連二法も今、審議中の

ものも含めて非常に活発にこの自主・共同規制に基づく方法論というものが進められているところがございます。

そして、そういったようなものをどのように捉えていくのか。これまでの先生方のお話とも関わる場所がございますけれども、ソフトローの分類学という観点から考えたときに、事務局からもございましたとおり、いわゆる官製ソフトローと民製ソフトローというものがある。我々、自主・共同規制を考える人間からは、基本的には後者が主題になるのですけれども、ただし、両者の多層的なソフトロー構造というもの。

(通信障害発生)

○生貝氏 そうしましたら、ソフトローの分類学の業界自律型と関係者協定型のソフトローがあるといったときに、自主・共同規制一般ですと前者のほうが議論されることが主流でございますけれども、やはり著作権分野ですと、ある種の事情として両方が関わる部分と複数に関わる形がある種多いといったような整理もございます。そのほかにも業界団体型ソフトロー、もともと業界団体が中心だったところ、プラットフォームが中心となったルール形成というものが特にこの分野で重要になってきているということがよくも悪くもということもございます。それから、重要なところとして、事務局にお示しいただいたとおり、行政規範型ソフトローと民事規範型ソフトローといったようなものがございますときに、我々、主に前者のほうを議論するものだったのですけれども、特にそこで重要なことというものは大きくは変わらないのであろうといったようなところがございます。

さて、そうしまして、次のところで官民ソフトローの多層構造例というところを御紹介させていただいております。ここでは、まさしく普通のいわゆるソフトロー形成あるいは共同規制的なアプローチですと、主に前者の上の政府が求めて、そして、民のほうルールをつくるというところを法的に行うのですけれども、特にこの分野、動きが速いということもあって、官のほう求めるものというよりは根拠法の有無あるいは全くないというものを含めて強弱も多様ではあるのですが、一般的な様々な原則等を示して、それに対して様々な形で民間のほうに対応してルールをつくるといったようなところも増えてきているところであります。

そして、さらに、8ページのところでございますけれども、なぜ民製ソフトローは適正に形成・維持されるのか。これはやはり我々としては当事者側にそのインセンティブがあるからということ。インセンティブというものが法律に求められているから、あるいはルールの不確実性を解消したいから、お墨つきを得たいから、あるいはまさに先ほどございました「規制の影」といったようなものへの対応、様々なようなものがございます。大丈夫でしょうか。では、こちらのほうを解除いたしました。このままでやらせていただきます。

そして、それをどうつくり出すかということが課題になる。そして、最近の動向というところで、特にAI・データ・プラットフォームという政府の側がモニタリングすることが非常に難しくなっている。あるいは産業構造の変化ですとか事業者の国際化で、今まで暗黙的な関係でうまくいっていたもの。

(通信障害発生)

○生貝氏 そうしたときに、対応するというのが非常に大きな課題である。そして、9ページ目のところで民製ソフトローに対する政府の関与手法といったようなところを書いているところがございますけれども、形成段階で様々な関与の在り方というところがある。そして、運用プロセスへの関与というところ、この二段階が極めて重要でございます。

様々な産業構造等によってリスクというものがある中で、このいわゆるCarrot-and-stickという言葉を使いますけれども、それらに応じたインセンティブ提供をしていくというわけでございます。さらに、ここでは書いていないのですけれども、特に前段階として、最近のデジタル立法の中ですとヨーロッパのほうでは必ずこの新しい問題を解決するに当たってデジタル、自主・共同規制の中でどのアプローチでやっていくのか、それをしっかりインパクトアセスメントをした上で対応するということが一般化してきている、そういうアプローチもやはり非常に立法としても重要になってきているのかなというように思います。

最後の10ページ目のところはごく簡単に、特に最近興味深いところでヨーロッパの新しい著作権指令、特に動画共有サービス等が免責を受ける要件として非常に一般的な専門的注意義務というものを課した上で、その詳細を関係者の協議でつくるということを立法したりもしています。

最後のページは先ほどお示した実践コミュニティにプリンシプルというものを少し挙げさせていただいているところがございます。

大変お聞き苦しくて恐縮でございましたが、取りあえず私の発表、以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。大変恐れ入ります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局説明、それから、有識者の御説明について御発言ある方はお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 この委員会の下にあります著作権タスクフォースが中間取りまとめを出しまして、そこでもソフトローの重要性を強調しましたので少し簡単に補足をしておきます。

特に著作権の世界、提供者と利用者、関係者の対立する利害の調整ですので、そもそも立法で線引きを変更するのは難しくて時間がかかる分野です。さらにメディアのテクノロジーの変化が激しくて、1億総クリエイターと言われるほどに法律に関わる人が爆発的に増えているという状況で、そういう環境変化がありますので、ハードローの限界が明らかになってきたという背景があります。

そこで、ルール、アウトソース化しましょう、ソフトロー化しましょうということになってきているのですけれども、具体的な課題としては民間中心でガイドラインをどんどん作っていくということですか、ADR的な仕組みを整える、そのような対応は著作権のところでは薄かった面がありまして、それを強化したということになります。それが著作権法上

の裁定制度の仕組みを官から民にアウトソースすべきだというようなことも重要な課題として位置づけられると思います。

加えて申し上げますと、そういったことと権利データベースを整備していく、あるいはコンテンツ取引を適正化していく、流通市場を整備していくといった施策とセットで進めることが大事だというように認識しております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 先ほどの文化庁さんのやってきたソフトローに関しては大分かなりの多くに関与してきましたけれども、このソフトローというのは非常に有効であるし、今回法律とソフトロー、それから、民間の契約という三位一体になった複合的な解決手段でしか、なかなか今後は著作権に関しても非常に解決が難しいであろうということは痛感しております。ですので、この3つは必須のものという認識があります。ただ、その中でやはり一番難しいのはソフトローなのですけれども、基本的に例えば一つのあるクラスターというか、あれがソフトローを形成しようとしたときに、全く違う団体が同じようにソフトローを形成しようとしたりとか、いろいろな対立の中でこのソフトローがうまくすんなりと議論の場に進むこと自体も少ない状況にあります。

そういった中で、先ほど、これは生貝先生も今村先生もおっしゃっていた、要するに官がソフトローといえども関与しなければならないところは大変重要だと思います。これについてはソフトロー形成のための手引のようなオーソライズするようなソフトローをつくるプロセスについての手引が必要だろうと私は思っています。つまり、どこの官庁がどのように関与し、どういう当事者たちがいて、その中でどういう形でやる。そこで議論を集約していくようにまとめていく。ほかのところでもソフトローをつくらうとしたら、それも吸収していくとか、いろいろそういう手順とか必要な事項とか、そういったものをガイドラインというか手引、それをオーソライズして、例えば知財事務局で出す。

それに基づいてやって、その要件を満たしているところが、いわゆる本筋のソフトローであって、形成の場であって、それ以外のところというのはサブになる。やってはいけないというわけではないですけれども、そういう形にでもしないと一般ユーザーはいっぱいあちこちでソフトローをつくっていたらどれが本ちゃんのソフトローかが分からなくなってしまうというのが一番大きな問題です。

特に35条のときに出版さんは独自のソフトローをお持ち、もしくはつくりたいという御要望があったやにも聞いておりますけれども、最終的にこれを一本化することで収拾を見ているんですが、例えば万が一、フォーラムと呼ばれている教育関係者と権利者側のところをつくっているときに出版社が独自のソフトロー形成に走ったりする。つまり、まとまらないから我々は独自にやるとなると利用者はどちらが正しいソフトローか、どちらがそうなのか分からず、結局は全てのソフトローを守らなければいけなくなって完全な規制状態になり利用ができなくなる。要するにソフトローの形成自体の根本から崩れてしまうという

致命的な弱点があります。

ですから、今、この中である、特に最初にお話の合った利害関係の調整を含むような、そういったソフトロー形成が大変多いからソフトロー形成を行うのであって、そのときのソフトロー形成の手順とかそういったものをオーソライズできるようにまず決めていただきたい。それを前提にソフトロー形成をすることが最も効率よくできるのではないかなというように思いました。

いろいろありますけれども、特に重要だと思った点については以上のことです。

○渡部座長 ありがとうございます。

川上委員、お願いいたします。

○川上委員 ソフトローは必要だと思いますし、私がやっているビジネスの中でも例えば動画共有サイトではユーザーとかも含めたソフトローが割と有効に活用できている領域だと思いますので、基本的には必要ですし有効であるという前提に立って、そのソフトローの問題点みたいなことについてお話ししたいと思います。

まずソフトローというのは、これは当然民間が勝手につくるわけですから、その実効性というのはどこによって担保されるかということ、何らかの優越的地位というものを制定する側が持っていないと実際には誰も守ってくれないので意味がないわけです。それは例えば、著作権の世界だと著作権者、クリエイターです。クリエイターというのはユーザーにとっては神ですので、これはそういう意味では非常に優越的な地位というのを持っている。作者の言うことに従わないのかという話になってしまいます。

それともう一つ、プラットフォーマーです。GAFAのようなプラットフォーマーというのは、サービス自体を利用できなくなるというようなことがユーザーにとって許容できないがために彼らの決めたルールは守らなければいけない。ですから、そういう優越的地位の濫用的なものに、有効なソフトローであればあるほどつながりかねない。実質的にはソフトローで名前はソフトなのですけれども、ルールはハードなのです。大体その作者が決めたガイドラインというのは今の著作権法では認められていないような通常は要求しないようなことまでどんどんルール化していくほうにエスカレートする傾向が非常に強い。実際にGAFAが決めた自主規制のルールというものも今の法律ではなし得ないぐらいの広い範囲、広い権利というものを彼らは主張しているわけです。ですので、これは最終的にはエスカレートを止めるのには何らかの法で最終的には規制することも考えずにソフトロー自身に全てを委ねることというのは危険だと思います。

それともう一つの問題点としては透明性です。ソフトローというのは明文化されないことが多いのです。例えばGAFAが決めているルール違反によるアカウント凍結なのですけれども、ユーザーの利用規約をつくるための専門の法律事務所みたいなものも存在していて、大体みんなこういう条項を入れておきなさいというような常識があるのですが、どんなルールがあるかということ、何かそういうアカウントの凍結だったり処分をした場合に、その理由を説明してなくていいというルールがほぼ全てのプラットフォームのユーザー規約に

入っています。だから、ユーザーの権利剥奪された時に理由が分からないのです。しかもユーザーはそのことに承諾したことになる。つまり、なぜだか分からないのだけでも、罰せられた。それを問い合わせても回答する義務はない。回答してあげられるのは、あくまでも恩恵、サービスとしてたまたま回答してあげるというスタンスにプラットフォーム側が立てるようなルールになっているわけです。

つまり、ソフトローというのは、まだそこまで行かなくても、それこそ私、東大に寄附講座をつくったことがあったのですが、そのときに途中で運用上のいろいろなルールを言われたのですが、大体後出しで言われる。最初に教えてくれない。でも、実はそういうルールがあるのだ。それが実は過去のある時点で変わっていて、最終的にどれが今あるルールなのかどうかもよく分からない。というように現実にあるソフトルールというのは透明性が全く確保されていないことが多い。

それともう一つ、あと業界団体がつくったソフトローの問題点なのですが、現在、もう既にいろいろな業界にそういったものがあると思いますが、それが参入障壁だとか業界内での序列の変化を引き起こさない、革新が起こらないように働いているケースがほとんどだと思います。だから、こういうのは現在、規制改革の対象になっているものというのは、実際には関係省庁だけの問題ではなくて、それとひもづいた業界団体のソフトローとバインドされているがゆえに改革が難しいというものがほとんどだと思うのです。そういうものをさらに増やしていくのかということに関しては、私は留意する必要があるのではないかと思います。以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。喜連川先生、お願いします。

○喜連川委員 喜連川です。どうもありがとうございます。

とりわけ今村先生のお話はとても非常によく勉強になりましたし、生貝先生、とても久しぶりです。生まれて初めて文字数カーブというのを見せていただいて、これはある意味で言うと人類の知恵の限界をどう突破するかというような話ではないかと思っています。

我々、実は前に小宮山先生という総長がおられまして、この総長が何をおっしゃられたかということ、知の構造化ということをおっしゃられて、一言で言うと20年たってエグザクトに同じ論文を投稿しても通る。要するに過去の知をきっちりとみんな認識できていないという。つまり、どんどん人間のつくったルールが複雑化していったときに、それを一体どういうように整理し直すのかということの挑戦のようなものを突きつけられているような気がするのです。

だとしたときに、これは日本だけで考える問題なのか、世界で考えるものなのか、その辺がちよっとよく分からなくて、海外も倫理観の強い人たちはこういうことを考えているのではないか。要するにどこかで1回オーバーホールをするというようなことがとても重要な時代になってきている、あるいは法体系そのものをどのようにすればいいのか。つまり、ハードから完全民間自主規制というところの間にグレーゾーンを入れるというところ

は誰が考えても分かりやすい話ですけれども、今、川上委員がおっしゃられたような問題が出ることぐらい、やる前から分かっているといったら分かっているわけですね。この辺に対して、もしお時間があったら、業界の動きではなくて学問としてどう捉えておられるのかというのを伺いたいたいなと思いました。

以上です。

○渡部座長 よろしいでしょうか。ほかはよろしいですか。

○瀬尾委員 すみません、よろしいですか。一言コメント。渡部先生。

○渡部座長 どうぞ。

○瀬尾委員 今、川上さんのおっしゃったことは非常に重要な点で、先ほど漏れたのでちょっと付け加えさせていただきますけれども、基本的に著作権の場合にはそのコンテンツに対して代替性がないのです。ということは、そのコンテンツの創作者の権利、いわゆる著作者が最も強い権利を持ちます。

集中管理もそうですけれども、きちんと集中管理をたくさんの集中管理業者があるというのは競争原理的にはいいのですが、代替性がない以上、まとまっていたほうが利用者は使いやすいです。同じようにソフトローも一つの強力なソフトローでやるほうが使い勝手がいい。ただ、今、言ったように非常に優先的地位が強過ぎてしまうというのがあります。ですから、著作権の世界で統一していくということと、さらに統一していくその強力な優越的地位に対してきちんとした規制なりチェックなりをかけるような組織、もしくは仕組みが必ず必要になります。そうしないと独占的になるし、市場が開拓されないし、市場の開放性が損なわれるということがあるので、その2つの矛盾点をどうやってソフトローの強力性を担保しつつ解除していくか。これは物すごく重要なポイントですので、ぜひ御留意いただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。では、この議論はここまでとさせていただきます。

事務局、何か短いコメントはありますか。

○事務局 特に大丈夫です。

○渡部座長 よろしいでしょうか。では、すみません、もう一つ、議題がございますので、そちらに進ませてもらいたいたいと思います。少し延長することになるかと思いますが、御了承いただければと思います。

それでは、次の資料6の説明をお願いいたします。

○事務局 内閣府知財事務局でデータを担当しておりますマエダと申します。よろしくお願いたします。

政府ではデジタル・ガバメント閣僚会議の下にデータ戦略タスクフォースを立てておりまして、そこで国のデータ戦略を検討しているのですが、そのアジェンダの一部分を内閣官房のIT総合戦略室と知財事務局とで検討しておりまして、先日、3月31日のデータ戦略タスクフォースで検討状況を報告してまいりましたので、その際の資料を使ってこちらで

も検討状況を御報告したいと思えます。

ちょっと飛んでいただきまして5ページ目まで行っていただきたいのですが、こちらが今今のデータ戦略の全体像になっております。この中で濃いブルーの部分のところ、データ連携基盤としてプラットフォームを構築していきますということがうたわれているのですが、この中のアジェンダを知財事務局もIT総合戦略室とともに検討しております。

7ページ目まで飛んでいただきまして、プラットフォームなのですが、もう少し具体的に行きますと2種類つくるといっているように言っています。1つ目は右側の図にお示ししているように分野別のプラットフォームを立てていくということと、2つ目は左側の図にお示ししているように分野間のデータ連携基盤をつくっていくということ、この2つをつくっていくというように言っておりまして、データ連携に必要な共通ルールとして左下にお示ししているようなルールが必要だということまでデータ戦略ではうたっております。そのうち、赤字で書かせていただいたようなデータを取引するときの権利関係の処理ですとかデータの取扱いに関するルールのところを知財事務局も関与しながら検討してきたというような経緯がございます。

では、どのような問題意識で検討を進めてきたかといいますと、8ページ目に行っていたいただきたいのですが、8ページ目にはデータからソリューション、価値が創出するまで、されるまでのバリューチェーンをお示ししているのですが、このバリューチェーン自身も複雑ですし、ここには様々な関与者がおのおの異なる役割を担って少しずつデータに価値をつけてソリューションにまで持っていったらいいというような事実がございます。ですので、このバリューチェーンに関与してくる管理者が持っている様々な利害なり関心なりを処理しながらデータを引き渡していかないとなかなかデータ流通が進まないというような問題意識を持っております。

9ページ目に行っていたいただきまして、もう少し具体的には、データの取引の当事者からここにお示した1ポツから8ポツのような不安感がデータの取引においてあるというようなお声を頂戴しています。特に1ポツの提供先でデータが目的外で利用されてしまうのではないかと、2ポツのデータを引き渡した先で分析されたノウハウというのが競合に横展開されてしまうのではないかと。あとは6つ目の取引の相手先がきちっとデータガバナンスを構築しているのかというのが非常に不安であるというようなところが大きな声として聞こえておりまして、このような不安感というのがデータ流通の阻害要因になっているとこのように考えております。ですので、データ連携基盤、プラットフォームを構築していくに際して、プラットフォームを運営する運営事業者がプラットフォームへの参加条件としてこれらの阻害要因を解消するようなルールをきちっと整備していくというようなことが必要ではないかとこのように考えております。

12ページ目まで飛んでいただきまして、ここでデータ流通基盤、連携基盤などというように申してきましたが、2タイプ、流通基盤、連携基盤にはあるかなというように思っております。1つ目は、データ提供者と利用者との間の単にマッチングする、自身はデータ

取引の当事者にならないようなデータ取引市場の形態を取る事業者。2つ目は、自身もデータを収集してそれに加工を加えて何か価値をつけて他者に引き渡すようなデータサービスプラットフォーム。この場合は自身も取引の当事者になってくることになるのですが、その2種類があるかなというように思っています。ですので、ルールとしてはデータ提供者、データ利用者、そして、データ取引市場の事業者が守るべきルールというのをつくっていくことによって、先ほどお示しした阻害要因を解消していけないかというような検討をいたしました。

具体的にそのルールの内容なのですが、14ページ目にお示しをしております、aからeまでの5セットございます。

aはデータ提供者に課していくルールですが、提供されるデータについて誰のどのような利害・関心をどのように整理してデータを渡そうとしているのかということを表示してくださいというものになります。

bは、今度はデータ利用者側ですが、意図しないデータ流通・利用防止のための担保措置をきちっと取ってくださいということになります。

cは、提供者、利用者、取引市場、全員に課すルールになってきますが、自身がどのようなデータガバナンスを構築しているのかということを表示してくださいというルールです。

dは、取引市場に対するルールですが、取引市場の中立性・公正性を担保する措置を取ってくださいということになります。

eは、データサービスプラットフォームに課すルールになりますが、ロックインの防止のための措置をきちっと取ってくださいということになります。

この5つのデータルールセットがございまして、15ページ目にお示ししているように、先ほどお示した1ポツから8ポツまでの阻害要因というのがほぼほぼカバーできるのではないかなというように考えております。

17ページ目まで飛んでいただきまして、もう一点、データ戦略で知財事務局が関与して検討している論点がございまして、それが公共性の高い民間データの活用の在り方になります。感染症防止のためのデータ利活用などが代表的かと思いますが、公共性の高いデータ利活用のためにガバメントですとか研究機関がデータをアクセスできるようにしていくためにはどのようなルールが必要なのかという検討を始めております。まだ検討を始めたばかりなのですが、幾つかの先行事例から共通的なエッセンスというものを取り出した結果というのは18ページ目にお示ししております。

1ポツから7ポツまでお示ししているのですが、とくに公共性の高い場合に特徴的な点といたしましては、1ポツの公益の明確化、どんな公益が見込まれているかということ、もしくは公益がどのように達成されているのかという達成状況を説明していくという点。あとは4つ目、目的合理性のある最小限のデータアクセスと書いていますが、公益達成に必要な範囲内にデータアクセスをきちんととどめていくというような点。あと7ポツ

目にお示ししている理解・納得可能な程度に丁寧にデータの取扱い方法を説明したり、あとは取扱い状況も継続的に説明していくというような、この辺りが特徴的な点というようになっております。いずれのルールセットについても今後、検討を深めていきたいなというように考えているところです。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

時間が超過していますけれども、御意見ある方は御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

川上委員。

○川上委員 このデータ流通に関する議論で以前も1～2回発言しているのですが、このデータ流通によって新たな市場を形成するというような観点で考えられている方が非常に多いように、また、そういうように議論されているように思うのですが、新たな市場でなくても既にデータでビジネスになっているものがある、それも巨大な市場になっているものがある。すでにある市場を軸にしてデータ流通を考えていくべきだと思います。それは何なのかというと、具体的には個人情報です。その個人情報も、例えば電話番号とか住所とかです。実際に今の日本の広告費の多分半分ぐらいというのはずっとDMだとか折り込み広告だとか、そういったもので支えられています。私自身も例えば何年か前に肝臓を悪くして病院に行ったのですが、その2週間後ぐらいから墓石のDMが大量に届くようになりました。

実際、これは本当にいいのかどうかは別にして、そういう個人情報はみんな欲しがっていますし、勝手に売買されているのです。それも本当は個人情報の扱いからすると多分適切ではない方法で売買されている。そこがもう既に何兆円ものマーケットになって世の中に存在しているのだから、何もまだ見ぬデータの利活用とかで新しい市場を創造するとかではなくて、現在ある何兆円の市場の個人情報の流通をまずちゃんとルール化するというところから始めると、より地に足のついたデータ流通の議論になるのではないかということを私は前からずっと思っているのですけれども、今日も発言させていただきます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 山田でございます。

このデータ活用の資料、何回か読ませていただいてもなかなかまだ理解が進んでいないのですけれども、ところどころにある製造業とか工場、例えば機械の稼働状況を見るとかという言葉がありまして、私、製造業の現場にいますので、なかなか技術ノウハウとか製造ノウハウはどの企業もまず出さないだろうと思いますので、それを提出するメリットとか、メリット・デメリットのようなものが製造現場においてはどのような形があるのかというのはもう少し分かりやすく何か図のようなもので実例のようなもので出していただ

ければいいなと思います。

例えば知り合いの会社さんで磨くことをやっているような会社さんがいるのですけれども、そこに、このデータの例と合っているかどうか分かりませんが、製造ロボットを造るような会社さんが来て磨きのロボットを造ってあげますよと。そのためにノウハウを教えてくださいと。そうすると、それに合ったロボットを造りますよという話で、それは人材不足の中ではいいかもしれませんが、造ったロボットをそのままほかに売られる可能性もあるという非常に怖い事例なので、その会社さんは当然ながらそのノウハウは出さないということを選択されているわけですが、そういう製造ノウハウみたいなものをどういうように保護するかというのがあると思います。すみません、鐘が鳴ってしまった。

それから、もう一つは、出したいけれども、出さなければいけないような状況がやはり顧客との力関係がありまして、例えば技術資料を出さなければいけないようなときに、それをその後、ほかの会社に持っていかれないようにするためのルール化というようなものは今後必要だろうなというように思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

山本正巳委員、お願いします。

○山本（正）委員 今回、この議論は非常に重要で、簡単に結論が出るとは思っていませんけれども、2つだけ言っておきたいなと思うのは、このルールの中でやはり個人データのプライバシーについてはどのような取扱いをするかということをおそらく明確に定義しなければいけないというのが1点と、この国家間のデータ流通、これは安倍総理も述べられた中にいろいろ出てきますけれども、特に中国を意識した国家間のデータ流通に関してどういう歯止めをつけるのかということやはりしっかりとグローバル化の中で検討していかなければいけないのではないかなというように思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございました。

竹中委員、お願いします。

○竹中委員 データの議論に参加するのは今回初めてなのですが、すごく日頃思っているのは、アメリカの政府はオープンデータポリシーということで公共的なデータは全てオープンにしているわけです。その後、それを使う側も例えばLinux Foundationなどが中心になって重要なAI等に使えるようなデータはもうオープンに、コモンデータにしようという動きもすごく活発化しているので、自分は知的財産権の学者だけれども、アクセスを制限するとかプロパティとして考えるということだけではなくて、アクセスをきちんとオープンにするという観点も考えつつ、このデータのルールというのをつくっていただければなというように思います。よろしくお願いします。

○渡部座長 ありがとうございます。

喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 ありがとうございます。喜連川です。

大体この種のもは時間がたちますと、いわゆるオーバーオプティマイズがどんどんされてきているという感じがいたします。特許というものに関しても私は非常に突き抜けた特許というのは現時点においてもとても重要で、特許の存在というものは最終的な権利を担保するという意味では大学にとっても非常に重要だと理解しています。しかしながら、通常のファンディングエージェンシーがプロジェクトの成果としてある意味で無理やり特許を取らせるというような習慣というものはほとんど意味がないのではないかなど。つまり、先ほど来から議論に出ている価値になっていないような気がするのです。

私は前特許庁長官の松永さんと新春対談というのをやる機会があったときに申し上げたのですけれども、やはり我々、知財全体のポートフォリオよりもう少し考えたほうがいいのではないかということを行いました。つまり、特許庁ではなくて知財庁になるべきではないのかなという気がいたします。

学も同じことが起こってしまして、大学の先生の評価は論文、論文と言っていたわけですが、やはりトップ大学はもはや論文だけではないということも広く理解されていますので、この辺、もう少し、学が今、どうなっているかといいますとアーカイブといまして論文の手前のアクティビティーで引用評価をするようになっています。論文などというものはサイテーション、出ていくのに数年かかりますので、こういうものがメトリクスになるような時代はもはや終わっています。

そういう意味で、もう少し新しい動きに対してどう聞いていくのかということを知財全体で考える。この後、データの議論があるとお伺いしていますけれども、財として見るとデータのほうが今、圧倒的に大きくなっていると思いますので、そういう全体感をどこかで御議論いただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。時間が限られていて恐縮なのですが、こちらの議論は以上にさせていただいて、事務局、何かコメントはございますか。

○事務局 大丈夫です。どうもありがとうございました。

○渡部座長 すみません、では、本日の会合、ここまでとさせていただきますが、田中局長、何かコメントございますでしょうか。

○田中局長 今日もありがとうございます。

○渡部座長 すみません、声、うまく聞こえていないです。

○田中局長 いかがでしょうか。聞こえますか。

○渡部座長 今、聞こえます。

○田中局長 我が意を得たと思うような意見もたくさんいただきまして、本当に心強く、また、参考にさせていただきたいと思います。

まず、標準必須特許のところでございますけれども、私どもの立ち位置は、とにかくイ

ノベーションを促進するというのが第一。それが新しい知財をつくり出すということと社会実装がされる。そのための投資回収がされるような仕組みでなければならないということを第一義に見てメッセージを発信していきたいと思います。

それから、パテントプールの意義につきましても御指摘のようにネガティブな面だけではなくて一種の取引コストを下げる、それから、権利者側のほうから天井を明らかにするという意味でも意味があるものでございますので、ポジティブな面もきちっと明らかにできるような表現をしていきたいと思います。

それから、知財の投資・活用促進については本当に私自身、そう思っているようなことをいろいろ言っていたきまして本当にありがたいと思っておりますが、これは、次は何をしていくかというポイントでいきますと2つあると思っております。

一つは、知財の開示というものについての一つの方向性というのを指し示すようなガイドラインを作る作業を関係省庁と一緒にやっていきたいと思っております。それは、一つは、知財そのものの開示にとどまっては絶対ならないというディシプリンの下でやりたいと思っております。すなわち、活用戦略そのものについても語らなければいけない。そういう意味では、KDSの考え方もこの中に入れ込んでいくというのも一つの有効なアプローチではないかと思っております。

一方で、定性的なものだけでは必ずしも市場メカニズムが働かないので、何らかの比較可能性や指標化というものも、これは万能だとは思っていません。しかし、何か使えるものがあれば、そして、皆さんが出せるものがあれば、それは提示をしていきたい、そういうこともちょっと考えてございます。そういう意味では、大変重要な御意見をいただきました。

一方で、TCFDとの関係というのも非常に整理をしていかななくてはいけない。その辺の立ち位置というものを明らかにしていく必要があると思っております。

それから、ソフトローの関係につきましても、これは最後、何をつくっていくかということなのですけれども、私個人のイメージでは今日お示したようなソフトローの類型というものもきちっと、整理、表示していくことが今後ソフトローをつくっていく方々あるいは政府の中も含めて何に注意をしなければいけないかということのためには分類が非常に大事なので、それを提示していくことには意味があるかと思っております。

あわせて、そのプロセスをどういうところに注意してやっていくことがレジティマシーを増し、有効性を増すのかということについては、まさにプロセスについてのガイダンスというものをつくることには意義があるのではないかと思っております。その際に、本当にステークホルダーだけでつくることが長い目で見た国民社会全体の便益を増すことにつながるのかという観点から、どういうステークホルダーを入れたらいいのか、あるいはステークホルダーだけでは駄目な場合にはどういう関与者を入れる必要があるのか。その有力な一つのプレーヤーがパブリックだと思いますけれども、そういうことにつきましてもプロセスが明らかになるようなものを検討していけたらどうかということを考えていると

ころでございます。

それから、データのところにつきましては、今日、ちょっとお示しいただいたものはあくまでメタルールです。ルールそのものではありません。ルールそのものは今日も御議論いただきましたようにかなり個別の具体的なケースに応じて詳細設計をする必要があって、それは今日お示したメタルールの中でどこまで重たいものをつくるのか、軽いものをつくるのか、実はそのことにつきましても今日の資料の例えば16ページのところにそういう問題意識を記してあるのですが、そういう問題があります。

したがって、それは個別の話になりますので、それは現場、現場でやっていただくということになります。その際のよすがになるような着眼点としてのメタルールというものを示していくというアウトプットにしたいなど。そのプロセス形成をこれからどうするかということ(IT本部、それから、将来のデジタル庁と共に設計をしていきたいということ)を考えてございまして、そういう仕事の方針を今後の政府の計画の中で明らかにしていくようなことを検討していきたいと思っておりますので、引き続き御意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

今日はありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

少し超過しましたがけれども、本日の会合はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。